

令和6年度第2回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和6年8月20日（火）午前9時30分～午前10時10分
- 2 開催場所 市役所5階 入札室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課5人、事務局5人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和6年4月～6月）

①工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

- ① 「令和6年度小金台小学校校舎外壁等改修工事」
- ② 「すばるホール消防設備改修工事」
- ③ 「R6高辺台三丁目水道管布設替え工事」
- ④ 「(6)喜志西-3 工区下水道工事」
- ⑤ 「(R6-交) 道路反射鏡設置工事（単価契約）」

【委員】 ⑤の案件ですが、単価契約ですけれども、必ずしも工事があるかどうかにかかわらず、もし工事があった時の価格としての入札という風に捉えてよろしいのでしょうか。

【事務局】 はい。その通りでございます。

【委員】 件名で「単価契約」となっているものと、「年間単価契約」となっているものがありますが、何が違うのでしょうか。単価契約というのは、一年間の契約ですか。

【事務局】 件名が担当課により違いがありますが、違いはございません。期間につきましては、案件⑤の入札の経過の予定工事期間にありますように令和6年7月1日から令和7年6月30日までの一年間が工期となります。

【委員】 今回の抽出案件がたまたまそうなのかも知れないですが、案件④について、44者も応札があり、入札状況が随分と改善しているように思うのですが、全体的な状況としてはいかがでしょうか。

【事務局】 土木工事や舗装工事に関しましては、過去から状況としましてはこの様な感じであ

ると認識しています。一方で建築系の工事になりますと、案件によって、最低制限価格で応札されるものもあれば、入札参加者が少なく予定価格に近い落札率で応札されるものもありますので、大きく状況が変わっているという認識は持っていません。

【委員】 案件⑤の単価契約ですが、工種・種別によって、それぞれの業者の単価が高いとか安いとかありますよね。これは、壊れたものがあるとかないとか、壊れたものによって、最終的に一年間経って工事の発注額が変わってくるということですよ。

【事務局】 単価のみを足した合計ではなく、見積結果の表にありますように、想定する頻度ということで数字を入れています。想定する頻度と単価を掛け合わせたものの項目を合計した総額で一番安いところと契約しています。

【委員】 実際、予想した頻度と違う頻度で、ものが壊れることがある訳ですよ。ある項目についてすごくたくさん壊れたとかで結果が違うことはある訳ですよ。

【事務局】 はい。可能性としてももちろんあります。

【委員】 案件②は、郵便による指名競争入札を行ったということですか。

【事務局】 はい。元々、パソコン上で行う電子入札による条件付一般競争入札を行いましたが、入札不調となり、次に指名競争入札は、紙入札で郵便方式による入札、以前は入札室で日時を決めて当日に参集していただいてその場で投函する方式で入札を行っていましたが、現在は庁舎工事の関係で、駐車場が手狭になっていることなどもございまして投函の方法を変えて行っています。

【委員】 今後も庁舎工事を行っている期間は、この郵便方式で行うということですか。

【事務局】 はい。そのように考えています。

【委員】 案件⑤の表面の抽出事案説明書の選定方式が随意契約となっていますが、裏面に入札の経過とあり、落札者名と入札金額が書いてあるのですが、これはどう理解したらよいのですか。多くの業者名と金額が記載されており価格競争が行われているように思うのですが、随意契約というのは、特定の業者と契約することではないのですか。

【事務局】 随意契約と言いましても、様々ございまして、特定の1者の相手方と契約するのが特命随意契約になります。基本的に少額のものになりますが見積合わせの一番安い相手方と契約するのも随意契約となります。この案件は特殊で、複数の単価を一度に決めるというものですが、これに付きましても随意契約になり、記載しております選定方式につきましてもその様になります。この案件は見積合わせでの価格競争を行っております。

【委員】 価格競争はしているとのことですが、指名競争入札と何が違うのですか。

【事務局】 複数の単価で行う場合は入札の取り扱いが出来ないのです。

【委 員】 過去にいただいた資料によりますと、入札の区分で随意契約については、発注金額 130 万円以下となっていますが、このこととの関連はどうなりますか。

【事務局】 随意契約の見積合わせは 130 万円以下の少額の案件が基本なのですが、この案件は特殊な案件とご理解いただければと思います。

【委 員】 はい。了解しました。

【委 員】 この案件⑤の指名業者の中に前契約、前年度の道路反射鏡設置工事(単価契約)の契約業者は、含まれているのですか。

【事務局】 はい。指名しています。

【委 員】 業者は入れ替わっているのですね。

【事務局】 はい。基本的には前年度に落札いただいた方は指名に含めますが、辞退される場合などもあり、順次メンバーを入れ替えています。

【委 員】 分かりました。次に案件②で、条件付一般競争入札で不調になって、指名競争入札に切り替えたということなのですが、条件付一般競争入札の場合は、市内業者においては等級が C・D ランクで市外業者は総合評定値が 720 点以上 800 点未満と、指名競争入札の場合は、府内の消防施設工事業者で総合評定値が 800 点以上 1,100 点未満と、業者のランクが変わっているんですね。これ、業者にとっては、指名競争入札の方が厳しくなっているように思うのですが、その認識で間違いはないですか。

【事務局】 はい。これに関しましては、発注金額から D ランクになりますが、本市の等級別区分に関する要綱がございまして、その中で、市内業者については発注基準額に下限がないと定めており、C ランクの業者も参加できるということで、条件付一般競争入札を行っているのです。市内業者の C・D ランクの業者については参加される方がいらっしゃる、そして市外業者については、総合評定値が 720 点以上 800 点未満で公告を行いました、そこでも参加される方がいらっしゃるということで、対象者を変え、ランクを上げる方向で業者を選定させていただいたということです。結果といたしましては、2 者ではありますが、最低制限価格で応札いただき、抽選で決定したという状況です。

【委 員】 一般的に条件付一般競争入札を行って入札不調になって、次に指名競争入札を行う場合は、ランクは上げるものなのですか。考え方としてそういうものなのですか。一度、入札不調になると、ランクを下げないと、次も入札が成立しないというぼんやりとした感覚があるのですが。

【事務局】 ランクの高い業者の方が会社の技術力も高いという考えもありますので、施工能力から考えるとランクを下げるより、ランクを上げるという考えを持っています。

【委員】 考え方からすると、元々、市内業者の等級がC・Dランク、そして市外業者の総合
評定値が720点以上800点未満を対象にし、条件付一般競争入札に参加されなか
ったとしても、それらの対象者も含めて、もう一度指名した方が、公正性が担保され
るのではないかと考えるのですが、そういう考え方ではないのでしょうか。

【事務局】 公告を行って、入札に参加されないということで、対象者の中には、この案件への
参加意欲のある方はいらっしゃるという解釈です。再度、指名を行うにも色々な
作業が必要ですし、業者数が多いと作業が増えます。市内業者につきましては、毎週
月曜日に公表案件を自社が参加できる案件であるかどうかを含めて、興味を持って確
認されており、見落として参加されないということは、ほぼ無いという理解をしてお
ります。逆に、再度指名を行いましても辞退されることになると思います。

【委員】 了解しました。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について